

専決処分した事件の承認について

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成25年6月3日 提出

霧島市長 前田 終 止

専決第4号

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

霧島市長 前田 終止

霧島市条例第26号
平成25年3月31日

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長



霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例（平成22年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条中「とあるのは「10,250円」と」の次に「、同条第3号中「15,600円」とあるのは「15,375円」と」を加える。

第5条中「とあるのは「7,175円」と」の次に「、同号イ(ウ)中「10,920円」とあるのは「10,763円」と」を、「とあるのは「5,125円」と」の次に「、同号イ(ウ)中「7,800円」とあるのは「7,688円」と」を、「とあるのは「2,050円」と」の次に「、同号イ(ウ)中「3,120円」とあるのは「3,075円」と」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。